



宮 崎 県 公 報

令和8年9月7日（月曜日） 第 744 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 64,800 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定……………（福祉保健課） 1

頁

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………（障がい福祉課） 1
○指定障害福祉サービス事業の廃止……………（ “ ” ） 1
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療
）の指定……………（ “ ” ） 1

告 示

宮崎県告示第 632号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を指定したので、法第55条の3第1号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
木野 祐二 訪問鍼灸マッサー ジK E i R O W都 城ステーション	都城市郡元町2952番地 8	令和8年6月1日

宮崎県告示第 633号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510400437	多機能型事業所 S E C O N D	日南市星倉一丁目 6番5	特定非営利活動法 人O N C E I N A L I F E T I M E	日南市星倉一丁目 6番5	令和8年8月31日	自立訓練（生活 訓練）

宮崎県告示第 635号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（

令和8年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
馬場 康彦	医療法人 あたらしい 風 ライフ クリニック	都城市	内科、精 神科	令和8年9 月1日
金子 祥三	宮崎県立延 岡病院	延岡市	循環器内 科	令和8年9 月1日
宮田 昌明	医療法人ソ フィア会 みやた内科 医院	延岡市	内科、循 環器内科 、腎臓内 科、人工 透析内科	令和8年9 月1日

宮崎県告示第 634号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
訪問看護ステーション ONE L I F E	小林市	訪問看護	令和8年 9月1日
蜂鳥 訪問看護ステーション	都城市	訪問看護	令和8年 9月1日
訪問看護ステーション c o c o n o k i	高鍋町	訪問看護	令和8年 9月1日